



くらし・手続き  
LIFE



子育て・教育  
PARENTING



高齢者・福祉  
WELFARE



防災・安全  
SAFETY



小樽の観光  
TOURISM



事業者の皆様へ  
BUSINESS

ホーム

カテゴリ

分野

生活・インフラ

動物について

ペット・動物愛護

ホーム

組織

保健所

生活衛生課

## ペットの適正飼養等について

公開日 2020年10月11日

更新日 2021年02月09日

小樽市保健所は人と動物が共に幸せに暮らす社会を目指し、ペットの適正飼養と終生飼養の啓発をすすめています。

また、ペットが不適正に飼育されている場合は、後志管内の動物愛護を担当する北海道後志総合振興局と合同で指導にあたっています。

### 便利情報

[土・日・祝日の日中の当番医](#)



[窓口のご案内](#)

[申請書・届出書ダウンロード](#)

[広報・広聴](#)



ペットを飼うときは、以下のこと注意しましょう。

## ペットを飼う心構え

1. 犬猫をはじめとしたペットを飼う場合は、「かわいい」という気持ちだけでは飼えません。その動物の習性、生態等を十分理解しなければいけません。飼主にも動物にもストレスのない飼い方をしてください。
2. 鳴き声、ふん尿で近隣に迷惑をかけないようにし、動物が苦手な人や嫌いな人のことも考えて飼育しましょう。
3. 避妊・去勢手術はペットが人の生活の中で共存するための大変な処置になります。望まない繁殖の防止、病気の予防、性成熟・発情に関するストレス軽減など様々な問題の解決につながります。適切な時期に避妊・去勢手術を受けさせるようにしましょう。
4. 動物を飼うということは、その命に責任をもつということです。安易な考え方で動物を飼うと、動物にとっても、飼主にとっても不幸な結果を招きかねません。動物を飼う前には、その動物の寿命を確認し、最後まで面倒をみることができるかどうか、その動物の特性や生涯にかかる飼育費用を確認し、適正に飼い続けることができるかどうかを十分に検討してください。
5. 最後まで面倒をみることは飼主の最低限の責任です。万が一、事情があって途中で飼えなくなった場合は、自分で新しい飼主を探す努力をしてください。ペットを家族の一員として飼うことを決めたなら、安易な飼育放棄をしてはいけません。
6. 市内では、毎年、ペットの遺棄を疑う事例が発生しています。動物の遺棄は犯罪です。いかなる事情があろうとも、決して行ってはいけません。遺棄や虐待は「動物愛護及び管理に関する法律」で禁止されており、動物の適正飼養のための規制が強化・改正されています。(外部サイト) □
7. 飼主が守らなくてはならないルールが法律や条例等で定められていますので、ペットを飼う方は必ず確認するようにしましょう。

### 【ペットに関する法令等】

- 狂犬病と狂犬病予防法について
- 北海道ホームページ「動物の愛護・傷病鳥獣の119番」(外部サイト) □

## くらしのインデックス

[妊娠・出産](#)

[子育て情報](#)

[結婚・離婚](#)

[引っ越し](#)

[ごみ](#)

[仕事・就職](#)

[おくやみ](#)

[国民健康保険](#)

[国民年金](#)

[税金](#)

[お困りの時は](#)

- ・環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（外部サイト）[□](#)

## 犬の飼い方について

---

### 犬の飼い方のルールについて

---

犬の飼い主が守らなくてはいけないルールが、「狂犬病予防法」と「小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例」において次のように定められています。

1. 飼い主は、生後91日以上の犬に生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせなくてはなりません。また、その際交付される鑑札と注射済票は、犬に装着しなければなりません。また、登録事項に変更がありましたり、犬が死んだときには保健所に届出が必要です。
2. 放し飼いは絶対にしてはいけません。散歩は必ず引き綱を付けて、犬を制御できる人が行いましょう。
3. 飼育場所では、おりの中で飼育するか2メートル以内の丈夫な鎖などでつなぎ、通行する人と接触しないようにしましょう。
4. 犬が人等に危害を加えたときは、保健所に届出が必要です。
5. 飼育場所の内外を常に清潔にしておきましょう。
6. 道路、公園などの公共施設を汚さないように、犬の排せつ物は飼い主が責任を持って処理しましょう。
7. 飼育場所付近で見やすい場所に犬がいる旨の表示をしましょう。

### 散歩中に排せつさせないしつけについて

---

犬の排せつ物の後始末が不十分で不潔であるとの苦情を解消するための「しつけ」の紹介です。

## トイレのしつけ

---

自宅の敷地内で排便、排尿をさせ、散歩中に排せつさせないしつけをすることが必要です。このしつけができるれば、散歩で排せつすることはありません。人に迷惑をかけないだけでなく、飼い主にも次のようなメリットがあります。

1. 散歩中、排せつ物の後始末の必要がなくなります。
2. 散歩中、犬の排せつ中に感じる後ろめたさがなくなります。
3. 雨の日や体調の悪い日に排せつのための散歩をしなくてすみます。

犬は、排せつしようとするとき、あたりのにおいをかぎながら歩き回り、落ち着かなくなるので、すぐにトイレの場所へ連れて行きます。正しいトイレの場所で上手にできたら、ちゃんと褒めてあげて、ここで用を足すのが正しいということを教えこみます。このとき、決まった号令をかけると効果的です。はじめはなかなかうまくいかず、決められた場所以外で排せつをしてしまうことがあります、この時にすぐに叱ってしまうと、犬は排せつしたことを怒られてしまったと勘違いしてしまいますので、絶対に叱ったり体罰を与えないでください。犬は褒められると、また同じように褒められたいと思うのです。こういったことの繰り返しで徐々に覚えさせていきます。

## 散歩中のしつけ

---

草むらや電柱のにおいをかぐと、排せつやマーキングをしてしまうのは犬の本能です。犬を自由にして散歩させていれば、多くの場合、排せつしてしまいます。引き綱を短く持ち、草むらや電柱のにおいをかがせないように、飼い主主導で散歩しましょう。

できれば「ツケ」の体勢で散歩しましょう。「ツケ」の体勢で頭を上げ、地面をかがせないようにすると、排せつとマーキングが減ると考えられます。

次のようなしつけ方法があります。

## 例1

---

犬が飼い主の左側に座るように教えます。次に、手に食べ物などを持って犬の鼻先に近づけ「ツケ」と声をかけ犬と一緒に歩きます。そのとき必ず犬の目を見てください。犬はすぐに前に出たり、違う方向に行きたがったりしますが、その都度「ツケ」と声をかけ引き綱を使って左側に来させます。  
引き綱は、引っ張るものではなく合図するものと考えてください。

## 例2

---

飼い主の横につかせて、飼い主より前に出たり、出ようとしたときに<方向転換をする>又は、<停止・無視する>を繰り返します。

最も重要なのは飼い主の根気と忍耐力です。

## 猫の飼い方について

---

### 猫の飼い方のルールについて

---

猫の飼い主が守らなくてはいけないルールが、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」において次のように定められています。

1. 病気の感染や不慮の事故を防ぐために、室内で飼育するように努めましょう。
2. 放し飼いにする場合は不妊・去勢手術をするようにしましょう。

保健所には、猫の放し飼いによるふん尿の苦情が多く寄せられます。他人に迷惑をかけないため、また病気の感染や交通事故を防ぐためにも猫は室内で飼いましょう。

～「北海道動物の愛護及び管理に関する条例のあらまし」から～

---

Q：部屋に閉じこめるのは猫の習性からいってかわいそうじゃないの？

A：猫を屋外に出すのは、人間の道具としてネズミ捕りをさせてきた伝統的な飼養形態が続いているからです。しかし、猫は単独行動をとり、狭い範囲でなわばりをつくる動物なので、小さいときからその空間で育ててやればストレスを感じることはありません。肥満に関しても、動かないときはあまり食べないなど猫自身でコントロールが可能ですし、猫はいろいろなところに飛び乗ったりして、立体的に行動するので室内でも十分な運動をすることができます。

室内で飼うことは猫にとって良いことばかりです。日本中にまん延している猫免疫不全ウイルス感染症のように、治療法のない恐ろしい病気の感染を防ぐことができます。また、交通量の多い都市部での死亡原因の一つになっている交通事故を防ぐことができます。寿命も室内飼養では平均10年以上になりますが、野良猫は5~6年といわれています。

かわいい大切な猫だからこそ、大事に愛情を持って室内で飼うべきです。

## 飼い主のいない猫に餌を与えることについて

---

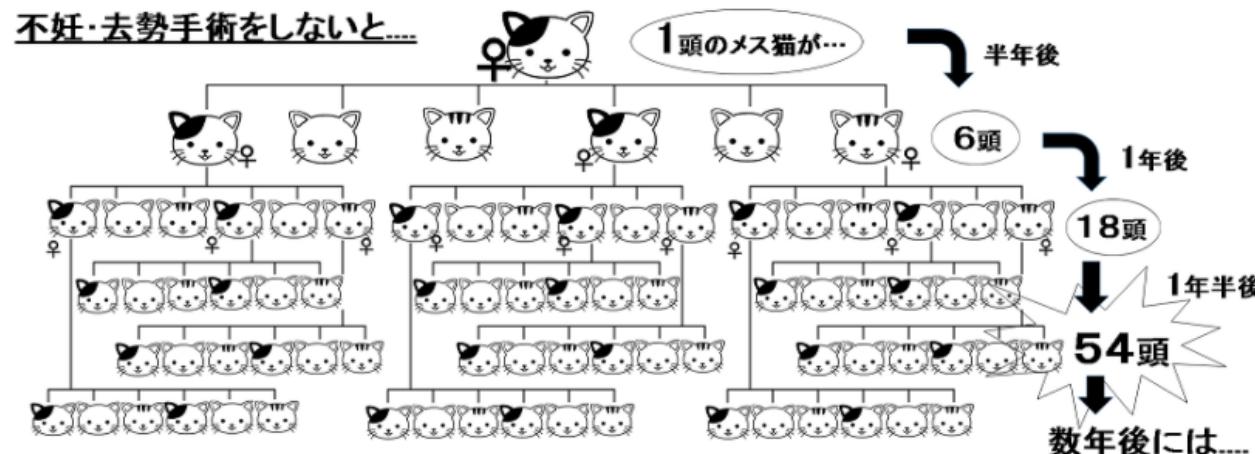
- 餌を与えることで、猫の命に対する責任が生じています。
- 飼い主のいない猫がその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。まず、飼い主のいない猫を世話することについての理由を周辺住民にきちんと説明し、理解を得たうえで行いましょう。
- 他人の所有地に餌を置いたり、小屋等を設置したりしてはいけません。どうしても置かなければならぬ理由がある場合は、土地の所有者（又は管理者）にきちんと説明し、許可を得てから行いましょう。

## 猫用トイレを用意しましょう

- 他人の敷地に排せつしないように自身の敷地内に複数の猫用トイレを用意し、排せつ物があればすぐに片付けて、清潔に保ちましょう。
- 近所から排せつ物に関する苦情があった場合、たとえ自分が餌を与えてる猫のものではなくても真摯に対応しましょう。
- 猫が地域の嫌われ者にならないように、環境美化に努めましょう。

## 不妊・去勢手術を実施しましょう

- メス猫は生後5から12か月で子猫を産めるようになり、年に2から3回出産し、1回に4から8頭の子猫を産みます。親子兄弟関係なく、オスとメスがいれば簡単に増えてします。
- 生まれた子猫の大半は病気や交通事故、カラスに襲われるなどして死亡してしまいます。
- 不幸な子猫が生まれないように、餌を与えるのであれば、必ず不妊・去勢手術をしましょう。
- 不妊・去勢手術した猫は、V字カット、耳ピアス（ビーズ）、マイクロチップ等で、不妊・去勢手術実施済の猫と未実施の猫を識別できるようにして、きちんと管理しましょう。



## TNR活動について

---

小樽市では、令和元年8月から10月にかけて「[公益社団法人どうぶつ基金（外部サイト）](#)」が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、ボランティア団体及び動物病院の協力のもと、市内某所にてTNR活動を実施しました。合計65頭の飼い主のいない猫を捕獲し、うち38頭について不妊・去勢手術を行いました。

### さくらねこ無料不妊手術事業

---

飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap／捕獲し、Neuter／不妊去勢手術を行い、Return／元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。（公益社団法人どうぶつ基金ホームページより抜粋）

## ペットが逃げた！！

---

- すぐに小樽市保健所生活衛生課衛生指導グループ(0134-22-3118)に連絡してください。また、市民が保護してくれたペットが交番に届けられることもあるので、小樽警察署（0134-27-0110）にも連絡しておくことをお勧めします。
- 小樽市保健所では、犬を保護した場合は小樽市犬管理所に収容します。その犬の写真や特徴等の情報は、[収容犬情報](#)に掲載しています。